２０２１/３・１発行

原告団

ニュース127号

目　次

・裁判報告　・・　・・・・・・・・・・・・・1～9
・プルトニウム削減計画　・・・・・・・・・・・・9
・寄稿「規制委の審査はめちゃくちゃ・・・・・　10
・核燃を巡る動き　・・・・・・・・・・・・・・・11
・お知らせなど・・・・・・・・・・・・・・・　12

次回裁判　２０２１年３月１９（金）午後１時４５分～　青森地方裁判所　円卓会議
午後２時～　青森地方裁判所　口頭弁論

裁判報告

代表（弁護士）**浅　石　紘　爾**

１．六ヶ所再処理工場に新たな訴訟提起
１月２２日新原告１０６名で青森地裁へ

2021.1.22　青森地方裁判所正門前

原子力規制委員会が2020年7月29日、日本原燃に対してなした六ヶ所再処理事業の変更許可を違法として、原告団は、2021年1月22日許可取消の訴えを青森地裁に提起しました。原告は、元々の訴訟の原告から加わった人23名と新たな原告83名の合計106名で、被告は国（処分庁は規制委員会）です。

当日は、大雪の中、東京から駆けつけた弁護団（海渡、伊東良弁護士）と地元から私浅石と新原告15名の皆さんで、4階の書記官室の受付へ訴状と委任状を提出しました。

その後、県政記者室で新訴提起の経過と意義、今後の訴訟の行方などについて報告・質疑応答を行いました。

２．核燃に次々とゴーサイン

2013年（平成25年）11月27日に新規制基準が制定（12月18日施行）されてから、青森県内の核燃施設に対し、以下のように、次々とゴーサインが出て、核燃推進の攻勢を強めています。

2020.7.19　再処理変更許可
8.26　高レベル廃棄物管理施設変更許可
11.11　むつリサイクル燃料備蓄センター（RFS）事業変更許可
12.9　MOX燃料加工工場変更許可

新訴提起はこのような変更許可という新しい局面下で、核燃の中核である再処理の廃止を目指すものです。

2021.1.26　今から11年前の2010年7月9日に、原告団が申立てたMOX燃料加工工場の事業許可処分についての異議に対して、原子力規制委員会が「異議を棄却する」という決定をしました。申立てからなんと11年後の返答です。

新規制基準による審査がはじまり、同工場についても変更許可申請がなされました。異議申立ての相手は経産大臣でしたが、3･11後の大事故が起きたため異議のことをすっかり忘れていたのでしょう。今頃決定を出すとは、まるで消費期限を大幅に超過した商品を倉庫から出してきて売りに出すようなもので、行政の怠慢には憤りと蔑笑を禁じえません。

2021.2.18　関西電力がかねて画策していたRFSの共同利用案を電事連が仲介、むつ市長は「むつ市はゴミ捨て場ではない」と不快感を示しましたが、電事連がすぐに諦めるはずがなく、水面下での交渉が続くと思われますから、使用済燃料の処分に窮した全国の原発から、これからも同様の申入れがなされることでしょう。

むつ市がこれを呑めば、現存する19,000トンの燃料に加えて将来発生する大量の核のゴミ捨て場になることは火を見るより明らかです。市長が原子力マネーの誘惑と国のパワハラに打ち勝って市民の安全・安心の見地から毅然とした対応してくれることを祈るばかりです。

３．高レベル新訴提起

続いて2月16日、高レベルガラス固化体（海外返還廃棄物）一時貯蔵施設の変更許可取消請求事件の新訴を青森地裁に提起しました。旧訴は1993年9月に提起し、2014年1月に日本原燃が変更許可申請を行ない、

6年半後の2020年8月26日許可が下りました。原告12名で国を被告として許可取消を求めるもので、今後も再処理裁判と並行して審理されます。

核燃1万人原告団
新たな訴訟を提起
高レベル管理施設

海外での再処理で発生したガラス固化体を一時保管している六ケ所村の日本原燃・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターが新規制基準の適合性審査に合格したことを受け、市民団体「核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団」（代表・浅石紘爾弁護士）は16日、事業変更許可の取り消しを国に求める新たな訴訟を青森地裁に起こした。原告団の約10人が横断幕を掲げて行進した後、訴状を提出した。

原告団は1993年に同センターの事業許可取り消しを求めて国を提訴、旧制度下で裁判を進めてきた。これまで行った口頭弁論は110回を超えたが、同センターが昨年8月、新基準を踏まえた事業変更許可を受けたことから、この許可の取り消しを求め新訴訟を提起した。原告団によると従来の訴訟と新訴訟は併合されるという。

原告には県内の8人を含む12人が名を連ねる。県庁で会見した浅石代表は、地震・活断層、航空機落下、火山などの評価が主な論点になるとの見方を示し「原子力規制委員会の審査には過誤があり、裁判で許可処分が違法であることを立証していく」と述べた。また、固化体の貯蔵期間が地元と事業者との協定で30～50年とされている中、最終処分地がまだ決まっていないことを挙げ「なし崩し的に『核のごみ捨て場』にされるのは絶対に許されない」と強調した。

横断幕を掲げて青森地裁前を歩く原告団の関係者ら

2021.2.17　東奥日報

再処理新訴状の内容

訴状は201頁に及ぶので、紙面の関係で全文を紹介することはできません。タイトルとその簡単な要約を記するにとどめ、全文は原告団のホームページでご覧いただくか、特にご希望の方には、ご一報いただければ郵送いたしますので申し込んでください。

第１章　はじめに

－核燃料サイクル政策の破綻－

高速増殖炉開発の終焉と東海再処理工場の廃止により、核燃政策は破綻した。

六ヶ所再処理工場の稼働継続ができるように、再処理機構を立上げて運営主体としたが、プルトニウムの需給調整がなされ、六ヶ所再処理工場を動かす意義はなくなった。

しかも、総事業費13兆円を拠出金で賄えないことが明らかになり、再処理工場の経理適基礎に疑問がある。

更に、再処理によって発生する高レベル廃棄物の最終処分は全く目途が立っていない。

第２章　不公正・不合理な審査

独立性、中立性、公正性を使命として設置された原子力規制委員会は、委員に不適格者（推進派、不適切な寄付金の受領）が就任し、事務局の原子力規制庁職員もノーリターンルールの骨抜きにより、いずれも「事業者の虜」と化しており、規制機関の真の役割を果たしていない。

また、新規制基準自体も、従前の誤った立地審査指針（離隔要件）を改訂することなく、重大事故対策で代替させ、指針の適用を排除するなど不十分な対策で、「世界一厳しい基準」とは到底言えない内容となっている。

しかも、この基準に基づく適合性審査にあたっては、原発再稼働、六ヶ所再処理工場本格稼働ありきの恣意的な解釈、運用を行ったり（例えば、火山ガイドや航空機落下確率評価基準の変更など）、日本原燃に対して限度を超えた補正指導、助言を繰返して変更許可の不正な手助けをしている。

第３章　活断層評価（想定）の誤り

－大陸棚外縁断層と六ヶ所断層の見落とし－

本件施設に影響を及ぼす地震を引き起こす活断層のうち、規制委員会が最も重要なものとして考慮したのは、出戸西方断層（11km）であるが、肝心の海域の大陸棚外縁断層（約150km）とその枝分かれである渡辺満久教授が指摘する「六ヶ所断層」を除外している。本件施設は六ヶ所断層の上盤側に位置している。六ヶ所断層の存在は、地表面（露頭）の傾斜（六ヶ所撓曲）の状態から明らかである。これらの活断層が動くとM8を超える大地震が想定される。審査は活断層評価を誤っている。

また、耐震裕度も目減りしており補強が必要であるが、物理的に著しく困難である。

第４章　基準地震動策定の誤り

－本件施設は基準地震動700Galに耐えられない－

１．基準地震動の変遷

当初の指定処分がなされた当時（1992年）の基準地震動は375Galで設計・建設されたが、その後の大地震の経験と耐震基準の見直しを踏まえて450→600→最終的には700Galで変更許可申請がなされ許可が出された。

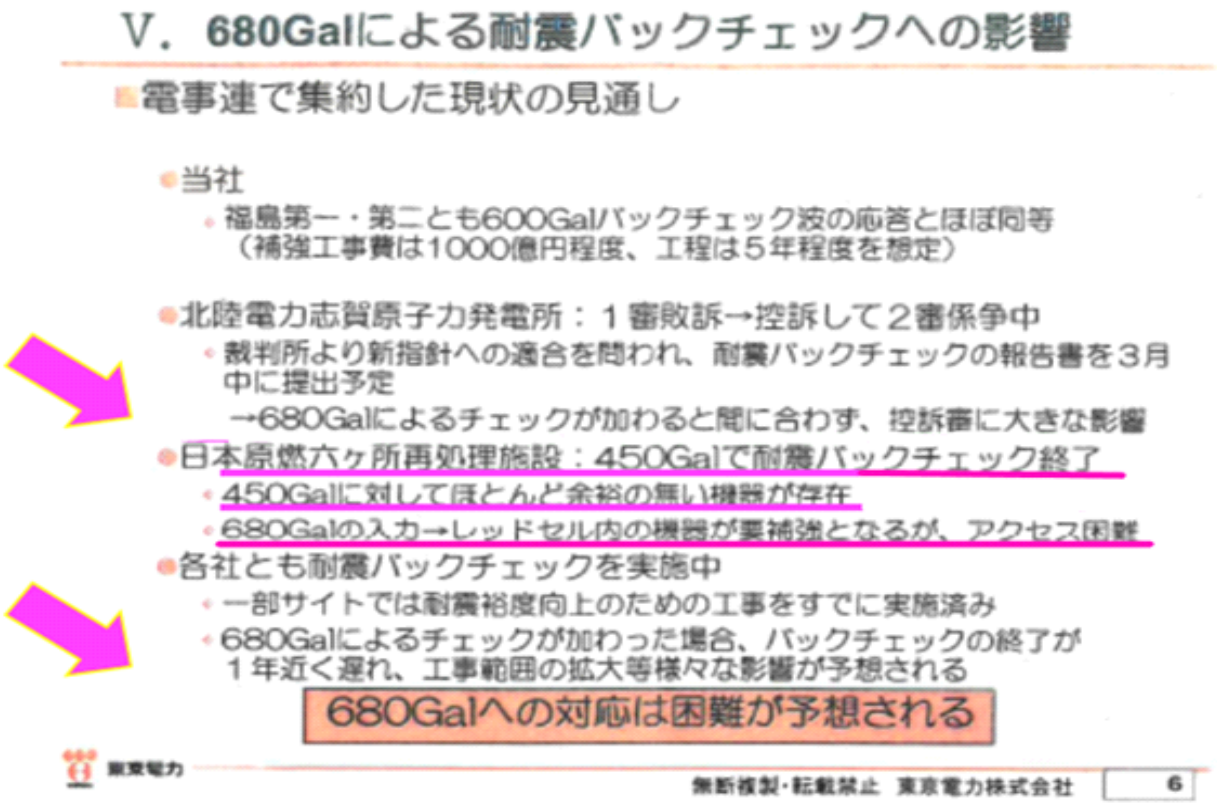

２．内部資料の発覚

本件施設が基礎版680Galの地震動に耐えられず、耐震補強も不可能であるとの原告主張を裏付ける内部資料が発覚した。

これは東電刑事裁判における証拠で、東京電力が中越沖地震に対応するために行った通称「御前会議」での議論メモである。その一部を上記に引用する。

下線部分は、本件施設の「レッドセル内の機器は要補強となるが、アクセス困難。基礎版への６８０Galの耐震性を確保することは不可能であること」を自白している。

会議では本件施設での対応策も検討されているが、結局は、中越沖地震の際の柏崎刈羽１号機において観測された地震動を、解放基盤表面のはぎ取り波であれ、基礎版上の地震動であれ、水平展開することに、東電などの電力会社が耐震設計の強化に全力で抵抗していること、基礎版上で680Galの地震動には、本件再処理施設は耐えられず、耐震補強は事実上著しく困難であり、対策がなくお手上げ状態であることが確認されている。

第５章　火山噴火対策の不備

－十和田カルデラの危険性－

十和田火山が過去に起こしたカルデラ噴火の火砕流が六ヶ所工場まで到達したことが判明している。従って、火山の基準によれば、本件施設は立地不適となる。

ところが、規制委員会は、火山ガイドの解釈を恣意的に変えて、破局的噴火より発生頻度の大きい巨大噴火のリスクについても社会通念論を適用し、十和田火山を巨大噴火の範疇に入れて、立地許可とした。また、火山灰層厚55cmでも運転に支障をきたさないと評価した。

しかし、立地評価にかかる基準そのものに合理性が認められず、影響評価の審査にも過誤・欠落がある。

第６章　航空機墜落の危険性

航空機落下対策は、落下確率と防護設計の両面で検討されることになっており、確率（10^{-7}/年）が基準以下であれば大型航空機による意図的衝突の場合を別として、防護設計は不要という仕組みになっている。

落下確率計算は、最近の20年間に全国平均で軍用機が何回墜落事故を起こしたかを基準としている。ところが、三沢基地や天ヶ森射爆撃場に近接して頻繁に航空機が飛行しており、本件施設への墜落確率も同じ手法（平均値）によって求めているのは不当である。

原告団が過去の墜落事例を調査した結果、確率は既にほぼ10^{-7}に近く防護設計が必要とされているにもかかわらず、日本原燃は防護対策を示さないため、当然に航空機墜落による施設の損壊、放射性物質の漏洩による住民被ばくの危険性を招来し、許可は不可となるはずであるが、規制委員会は、こともあろうに墜落対象機をF16の重量以下の戦闘機は小型機とみなし確率計算上1回の事故を0.1回とカウントする特例を設けて、10^{-7}オーダー超えを回避する姑息な方法を用いて許可を出した。

防護対策については、専門家の計算により、30トンの戦闘機が秒速187.5mで墜落した場合は全体破壊が生じることが証明されている。F35A（30ｔ）は落下速度秒速300mで墜落した事故例（2019年4月9日）があり、本件許可の評価（秒速150で計算）の誤りは明らかである。

また、大型航空機衝突の場合には、大規模損壊と大火災が発生するが、その対策は可搬型設備とその保管場所の100m離隔のみというお粗末なものである。

第７章　石油備蓄基地火災・爆発の危険性

本件施設の東方約900mに隣接する石油備蓄基地には51基のタンクに490万klの石油が備蓄されている。基地には六ヶ所沖合のシーバース（原油受入基地）から送油される。基地が地震や航空機墜落で防油堤火災が発生すると、危険限界距離に達し、工場の破損、有機溶媒火災・爆発を引き起こして放射能の大量放出につながる。風向、風速次第で青森市まで汚染が広がる危険がある。

第８章　重大事故対策の不備

重大事故が発生すると、系統の圧力バランスが逆転するため放射性物質の閉じ込め機能は働かなくなる。その結果汚染ガスは建屋隙間から外部に漏出する。

重大事故対策としては可搬型設備（電源車、冷却ポンプ、ホース・・・）を配置することになっているが、地震や火山噴火発生時の作業環境の悪化に対応できない。対処設備は常設とすべきである。

臨界対策は、その根幹である臨界管理が不十分であるうえ、日本原燃が予定した23の事故防止対策対象機器を規制庁が不当にも８機器に削減した。

高レベル廃液の蒸発乾固は可搬型で対処することになっているが、実効性に欠けるほか、発生するリスク（臨界、爆発など）に対する具体的防止対策がない。

使用済燃料プールでの想定事故は限定的で対策は不十分である。

本件施設の設備は着工後四半世紀を超えており、計測、制御設備は老朽化しており重大事故に対応できない。

第９章　平常時被ばくの危険性

本件施設から平常運転時に排出される気体・液体の放射性廃棄物の量は膨大であり、クリプトン、トリチウム、炭素は規制なく全量が大量放出（垂れ流し）される。

海洋放出されたトリチウムは海流に乗って三陸沿岸から遠くは銚子沖にまで達することがハガキ放流実験で証明されている。

クリプトン、トリチウムの除去は技術的に可能であるにもかかわらず膨大な費用がかかることから設置が見送られた。

しかし、これらの人体、環境に及ぼす悪影響は甚大であるにもかかわらず、被ばく評価では無視されている。

規制委員会は適合性審査において、事業

者の実効線量当量２２μＳｖを妥当と確認した。

しかし、被ばく評価は、最新の科学的知見（被ばく線量の評価の誤り）、他国（英・仏）再処理工場の被害実態などを無視し、推定値に信頼幅をつけるべき統計的評価方法に基づかない恣意的パラメータを採用したことによる過小評価である。

日本原燃の22μSvの試算も迷走しており、この数値に科学的根拠がないことを証明している。

その結果、本件施設では法令に定める平常時被ばく線量を特定できない。

然るに、本件審査はこれらの点を看過し、新規制基準3条の放射線遮蔽措置の有効性を認めた過誤・欠落があり、違法・無効である。

第１０章　平和利用目的違反

規制委員会の判断は、申請者が「平和利用に限り再処理事業を行う」と言っていること、IAEAの保障措置を得ていることなどをもって基準に適合するというもので、およそ審査の名に値しない形式的なものである。

本件施設で作られるMOXは、IAEAにより核兵器利用可能物質と定義されているが、我国ではプルトニウム（MUFを含む）、MOXの軍事転用やテロリストによる奪取を防止する十分な法的・技術的防護措置（歯止め）が講じられていない。

第１１章　技術的能力の欠如

日本原燃に再処理を行う技術的能力がないことは、操業開始以降現在まで150件を超す事故（労災事故を含む）・故障を繰返している事実から明らかである。

そのため工場の完工は25年も遅れ、未だ先行きは不透明である。

特に深刻な事故・トラブルとしては、非常用電源喪失、配管破断につながる埋め込み金具の不備、燃料プールの欠陥工事、アクティブ試験（ガラス固化体製造）の失敗、不適切なケーブル敷設などが挙げられる。

事故・トラブルは常態化しており、改善命令などを受けているにもかかわらず、再発防止対策は確立していない。

第１２章　経理的基礎の欠如

本件施設は、使用済燃料を再処理して製造したプルトニウムの販売を事業目的としている。操業予定40年間の総事業費は政府の試算で13.9兆円と巨額になっている。

当初の再処理事業者は日本原燃株式会社であったが、再処理政策の存続を図る目的で、特別法人使用済燃料再処理機構を設立して運営主体を変更、日本原燃は同機構の下請企業となり、再処理役務料で経営を賄うことになった。この役務料は、機構が使用済燃料の発生量に応じて電力会社から徴収する拠出金から支払われる。従って、拠出金が上記事業費を下回れば、会社は赤字となる。

原告団は、次の3つのケース（①35基45年稼働②35基60年稼働③20基60年稼働）で拠出金を試算した結果、いずれの場合も拠出金は不足することになった。

次に、本件施設のフル稼働（年間800トン処理）は、不可能である。政府は、余剰プルトニウム批判をかわすため、本件施設の稼働を大幅に制限したために、役務料は大幅減収となる。しかも、プルトニウム利用計画の破綻、ウラン燃料より数倍の高価格であることにより、作ったプルトニウムの需給確保は極めて困難で採算性は望めない。

これまでの日本原燃の経営状態を財務諸表から分析すると財務的安全性は極めて低い。

第１３章　実効性を欠く避難計画

原子力災害は5層の深層防護によって守られ、住民の避難訓練は最終防護の中心的手段とされている。国は地方自治体に防災計画の策定を義務づけ、この計画の指針は規

制委員会が作るが、計画の実効性の審査までは行わないので、5層防護は不十分である。

指針によると、原発事故では「重点区域」として原発から概ね半径5kmを予防的防護措置を行う地域（PAZ）、概ね半径30kmを災害防護措置を行う地域（UPZ）と定めている。

他方、再処理工場の場合は半径5kmを目安とし、当該地域の全てをUPZと定めている。

重点区域の範囲を原発より狭くしているのは、危険性が原発より少ないからとしているが、全く合理性を欠き理由になっていない。

青森県や六ヶ所村が作った防災計画は、避難ルート、避難手段、受入れ施設、避難訓練、連絡体制等々いずれをとっても机上の計画の域を脱せず実効性に欠けており、住民被ばく対策としては極めて不十分である。

４．再処理裁判（2021年1月22日）

３つの準備書面を提出しました。

準備書面（178）基準地震動策定の誤り

六ヶ所再処理施設の基準地震動は大幅に過小評価されているが、同施設の耐震設計は日本原燃が想定した基準地震動700Galにも耐えられない

（海渡代理人、上澤さん担当）

※新訴第４章の要約を参照して下さい。

再処理「耐震補強困難」

原告団、東電資料を提出

核燃訴訟

核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団（浅石紘爾代表）が、使用済み核燃料再処理工場（六ケ所村）などの事業指定取り消しを国に求めた行政訴訟は27日、青森地裁（鈴木義和裁判長）で口頭弁論が行われた。原告は、再処理工場が680ガルの地震動に対応できない可能性を示唆する東電内の資料を提示。国が求める700ガルの基準地震動（耐震設計の目安となる地震の揺れ）を想定した耐震補強工事を、事業者の日本原燃は実施できないと指摘した。

資料は2007年12月16日に開かれた東電内部の会議用に作成。福島第1原発事故を巡り、当時の役員の責任が争われた刑事裁判で証拠として提出された。

資料作成時点で原燃などの原子力事業者は耐震性の再確認を迫られていた。国のワーキンググループは07年7月の新潟県中越沖地震で記録した680ガルを全国の原子力施設に展開すべきとする意見が多く、東電はその対応に注力していた。

680ガルを基準にした場合の各施設への影響を電気事業連合会が集約したページでは、再処理工場に関して「450ガルに対してほとんど余裕のない機器が存在」とし、「レッドセル（放射線量が極めて高い密閉された部屋）内の機器が要補強となるが、アクセス困難」と明記されていた。

資料について、原告は「再処理工場の耐震補強は著しく困難、すなわち事実上困難で、お手上げ状態であることが示されている」と強調した。一方、被告は基準地震動に関する反論資料を提出したが、弁論はしなかった。また、原告はこの日、昨年7月に工場が新規制基準の審査に合格したことを踏まえ、合格取り消しを求めて同地裁に提訴した。

2021.1.23　デーリー東北

準備書面（179）実効性を欠く避難計画

（浅石、笹田さん担当）

※新訴第１２章の要約を参照して下さい。

準備書面（180）

被告の指示による臨界事故対策対象機器削減の誤り

（伊東代理人担当）

※規制庁による不公正な審査を暴き、安全規制を緩めようとする規制機関にあるまじき所業を明白にしたものです。

１　現行規制基準の臨界についての考え方

・「設計上定める条件より厳しい条件」の下で重大事故を想定。

・「臨界に達することを防止するための機能を有する施設」（臨界発生防止対策をする施設）には、未臨界への移行措置等の重大事故拡大防止対策を行う。

２　現行基準作成時(2013年)の議論（検討チーム）

(1) その１　安井緊急事態対策監の発言

いろいろ対策してあるから起こらないと考えると、結局、３．１１以前に戻ってしまう。

(2) その２　西村規制調整官の発言

臨界が起きる可能性があるところは、未臨界にするための措置を講じてもらう。

(3) その３　長谷川管理官補佐の発言

設計基準で十分な対策が取られているところも、臨界事故の収束・再発防止等に関する手段を要求。

３　現行規制基準の本来の考え

現行規制基準を作成した２０１３年当時の議論では、臨界事故発生防止対策が十分に取られている機器についても、臨界事故が発生したときに未臨界に移行する措置等の対策が必要であり、「いろいろ対策してあるから起こらないんだ」と考えるのでは福島原発事故以前に戻ってしまうと考えられていた。

４　原燃は２３機器（下表）で臨界事故が起こりうると評価

表：臨界事故による放出量（セシウム-137換算）の計算結果

建屋名	臨界事故の発生を想定する機器	Ⅰ．対処失敗時の放出量		Ⅱ．対処成功時の放出量			
		総核分裂数 [fissions]	セシウム-137 換算値[TBq]	臨界継続時間 [min]	総核分裂数 [fissions]	放出割合	セシウム-137 換算値[TBq]
前処理建屋	溶解槽A ※	1E+20	4.3E-02	35	3.1E+18	0.80	1.1E-03
〃	溶解槽B ※		4.3E-02	35	3.1E+18	0.80	1.1E-03
〃	エンドピース酸洗浄槽A ※		4.3E-02	35	3.1E+18	0.80	1.1E-03
〃	エンドピース酸洗浄槽B ※		4.3E-02	35	3.1E+18	0.80	1.1E-03
〃	ハル洗浄槽A ※		4.3E-02	35	3.1E+18	0.80	1.1E-03
〃	ハル洗浄槽B ※		4.3E-02	35	3.1E+18	0.80	1.1E-03
〃	中継槽A		4.7E-03	35	3.1E+18	0.70	1.1E-04
〃	中継槽B		4.7E-03	35	3.1E+18	0.70	1.1E-04
〃	計量前中間貯槽A		4.6E-03	35	3.1E+18	0.70	1.0E-04
〃	計量前中間貯槽B		4.6E-03	35	3.1E+18	0.70	1.0E-04
分離建屋	プルトニウム洗浄器		1.9E-02	45	3.7E+18	0.65	4.5E-04
〃	第3一時貯留処理槽		4.7E-03	40	3.4E+18	0.70	1.1E-04
精製建屋	ウラン逆抽出器		4.7E-02	35	3.1E+18	0.80	1.2E-03
〃	第5一時貯留処理槽 ※		1.9E-02	35	3.1E+18	0.80	4.7E-04
〃	第7一時貯留処理槽 ※		1.9E-02	35	3.1E+18	0.80	4.7E-04
〃	低レベル無塩廃液受槽		1.9E-02	35	3.1E+18	0.80	4.7E-04
〃	相分離槽		8.3E-03	40	3.4E+18	0.70	2.0E-04
〃	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1		1.9E-01	35	3.1E+18	0.70	4.1E-03
〃	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2		1.9E-01	35	3.1E+18	0.70	4.1E-03
〃	油水分離槽セル漏えい液受皿		1.9E-01	35	3.1E+18	0.75	4.4E-03
〃	プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿		1.9E-01	35	3.1E+18	0.70	4.1E-03
〃	プルトニウム精製塔セル漏えい液受皿		1.9E-01	80	5.8E+18	0.40	4.4E-03
〃	プルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい液受皿		1.9E-01	35	3.1E+18	0.75	4.4E-03

※　削減後の臨界対策対象８機器　　□：放出量（セシウム-137換算）の最大値

５　規制庁が対策対象機器削減を指示

平野適合性審査チーム員（２０１９.９.２５審査会合）

真に対策を要するところでない設備が選定されている対策の要否を整理して説明していただきたい。

６　規制庁が対策対象機器削減を指示

２０１９.９.２６事業者ヒアリング

日本原燃は２３機器について臨界事故対策強化を提案した。

しかしこのヒアリングで「臨界事故の蓋然性が低いとして重大事故対策から外す」設備を出すことが決められた。

７　日本原燃は対策対象機器を２３から８機器（※印）に削減

①，②の機能の喪失及び誤判断により漏えい液受皿内において漏えい液の液厚が核的制限値を超過し，臨界に至る。 選定の見直し）漏えい液受皿の集液部を確認できるカメラを設置し，カメラの監視を2時間の頻度で行う。集液部の直接的な目視確認より漏えいの有無を確実に検知できることから，臨界に至らない。	発生⇒ 発生しない （自主措置）

２０１９.９.３０事業者ヒアリング

臨界事故時の放射性物質放出量が最大と評価された機器の事故発生後の対策（未臨界への移行等）不要とした理由

８　まとめ：被告は安全を守る意思があるのか？

そもそも対策をしたから臨界事故は発生しないとして事故発生後の未臨界への移行等の対策をしないことは許されない（現行基準違反）。

事業者が対策をすると言っているのに対策を削減する指示をするのは、規制当局の姿勢ではない。被告は事業者以上に事業者の利益を忖度している。

カメラを付けて作業員が２時間に１回見ることにしたから臨界事故が起こらないとして、臨界事故時の放射性物質放出量が最大と評価された機器について臨界事故が起こったときの未臨界への移行措置等の対策を不要とするのは、あまりにも不合理である。

５．　被告の主張

被告からは、準備書面（54）が提出されました。ここでは、地震に関する新規制基準（7条）策定経過と基準地震動と耐震設計の保守性が主張されています。700Galを超える地震動にも耐えられる余裕のある設計となっていること、ストレステストでミルシート値を採用した耐震裕度評価に問題はないこと、700Galに耐えられるかどうかは詳細設計に関するものなので、裁判の対象とはならないことなどが主張されています。

原告団は次回反論提出予定です。

６．次 回 裁 判

コロナ緊急事態宣言解除の先行きも不透明な状況下ですが、原告団はきちんと裁判闘争に取組みます。傍聴をお願いします。

◎2021年3月19日（金）

午後1時45分～　進行協議（裁判所5階）

午後2時～　　口頭弁論

次回以降の予定

2021年6月18日（金）

9月24日（金）

プルトニウム削減計画

原告団　事務局長　山田清彦

2月18日の東奥日報に、六ヶ所再処理工場の操業に伴うプルトニウム量の変更記事が載った。

当初計画では800ｔ再処理して8ｔのプルトニウム抽出だったが、変更申請で7ｔに変わり、今は6.6ｔになったというのだ。要するに、回収率が1%から0.87%、0.82%に減少したということらしい。

背景には貯蔵長期化で、プルトニウムが減少していることも原因しているらしい。

日本の余剰プルトニウムが約45ｔということで、プルサーマルが進まないのだから、なるべくプルトニウムの抽出を少なく見せようとする小細工ではないようだ。

ただし、年間800ｔ再処理してプルトニウムを6.6ｔ抽出し、残りのうち約32ｔは核のゴミで、残る761.4ｔは回収ウランである。この回収ウランは、遠い将来、資源として使えるかどうかわからない。

以上の前提を踏まえて、**「原発をやめるのは簡単じゃない」東日本大震災10年、枝野氏に聞く**（2/14配信「西日本新聞」）を見て頂きたい。

―今後、原子力政策をどう進めるべきだとお考えですか。

「原発の使用済み核燃料の行き先を決めないことには、少なくとも原子力発電をやめると宣言することはできません。

使用済み核燃料は、ごみではない約束で預かってもらっているものです。

再利用する資源として預かってもらっているから、やめたとなったらその瞬間にごみになってしまう。

この約束を破ってしまったら、政府が信用されなくなります。

ごみの行き先を決めないと、やめるとは言えない。でも、どこも引き受けてくれないからすぐには決められない。原発をやめるということは簡単なことじゃない。」

―立憲民主党は綱領に一日も早い、「原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会」の実現を掲げています。

「使用済み核燃料の話は、政権を取ったとしてもたぶん5年、10年、水面下でいろんな努力をしない限り無理です。だから政権の座に就いたら急に（原発ゼロを実現）できるとか、そんなのはありえない。」

以上の理由を枝野氏はインタビューの回答で述べたが、枝野氏は本当に核燃サイクルや最終処分のこと分かっているのかと疑いたくなるのは私だけだろうか。回収ウランも資源と呼ぶのだろうか。

脱原発法案の実現は、遠い蜃気楼のような気がする。

規制委の審査はめちゃくちゃ

青森市在住 原告 遠藤 順子

こんにちは。私は 2018 年 6 月の六ヶ所村長選挙に反核燃候補として立候補し、予想通り圧倒的大差で落選しました。しかし、「現在も六ヶ所村内には反核燃候補に投票してくれる人が少なくとも 323 人はいる」ということがわかり、立候補したことは無駄ではなかったと思いま した。

昨年 11 月、核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団が、「六ヶ所再処理事業変更許可の取り消しを求めて新たに提訴するために原告を募っている」ことを知り、「本気で核燃サイクルを止めるために私も参加しなくてはならない」と思い立ち、原告に加えていただきました。そこで、被告にあたる原子力規制委 員会について少しは勉強しなくてはならないと思い、関心を持って新聞記事などを読むようにしたので すが、今更ながら2020.3.25 付の毎日新聞のニュースを見てびっくりしたのです。

見出し**「原子力規制委 更田委員長の『虚偽説明』明白に 事前会議の音声記録入手 資料を基に議論主導」**という15 分ほどの動画ニュースです。このニュースの内容は、つまり「公開の規制委員会の前に事前会議を内密に開いて、資料内に書かれていた案を一つに絞るよう更田委員長が指導し、さらに参院内閣委員会などでも『2案から 1案に絞るようなことはしていない』と虚偽の発言をしていた。しかも、2案から 1案に絞った理由は、『（削られた）案は基準に適合しないと規制委が認めていることになるから、原発稼働差し止め訴訟などで不利になる』からである」という驚くべき内容です。私は慌てて、「この記事、知ってる？」と山田事務局長にメールしたら、「これはもう裁判で取り上げてるよ」と2020/9/4 の準備書面 174 号を教えてくれました。さすがです！

私はそれ以来、原子力規制委を全く信用しないことにしました。特に、更田委員長は「表の顔と裏の顔を持つ二重人格者」だと思います。国民向けにはいかにも厳しく審査しているような素ぶりをしてカメラの前では企業を怒って見せたりするけれど、裏では企業側に有利に運ぶように工作し、原発・核燃サイクル推進のために企業に知恵を付けているのです。

今回 1/22 の口頭弁論を傍聴して、さらにそのことがよくわかりました。想定されている地震動が全く過小評価であること。アクティブ試験によって放射能で汚染されたセル内の機器は耐震強度がまったく足りず、しかも耐震工事もできないこと、火山噴火の影響評価がまともになされれば、六ヶ所再処理工場は「立地不適」であること、航空機墜落の評価において、三沢基地や天ヶ森射爆場の訓練などによる年間飛行回数6 万 5 千回という現実が考慮されておらず、また、三沢基地へのF35A 配備が無視されていること、などなど。審査はまったくめちゃくちゃで、記者会見で弁護士さんが言ったとおり、まさに「原子力保安院は〝事業者の虜（とりこ）〟だと言われたが、規制委は〝虜（とりこ）〟どころか〝御用聞き〟だ！」。

1/22 の口頭弁論は傍聴席がいっぱいで、傍聴の抽選にハズレた人もいました。この「傍聴席がいっぱい」という状況は非常に重要です。「原子力規制委が如何にいい加減なことをやっているかを多くの人が知ってますよ！」と裁判官たちにも国側にも示すことができます。今後も私は仕事の都合がつく限り、裁判の傍聴に行きたいと思っています。皆さんもできる限り傍聴に行きましょう。常に傍聴席をいっぱいにして、**「再処理事業変更許可取消」という判決**を出しやすくなるよう、裁判官たちにエールを送りましょう。

2020/3/25
毎日新聞ニュースのキャプチャー画像

六ヶ所核燃などを巡る動き

2020年

10　29　青森県むつ市：使用済燃料へ新たに課税する「市使用済燃料税（核燃新税）」を巡り、中間貯蔵施設事業者のリサイクル燃料貯蔵（RFS）が市に対して、新税に同意する意向を伝えていたことが判明。

11　2　青森県：原子力政策の参考とするため専門家や一般公募委員の意見を聞く「県原子力政策懇話会」を開催。ここで日本原燃の増田社長は、7月に審査合格した再処理工場の操業に向けて、フランスの再処理工場での運転員訓練を、「来春にも派遣したい」と述べた。

3　原告団：事務局会議を開催。

4　菅義偉首相：衆院予算委員会で、原子力政策に絡む質疑で六ヶ所再処理工場の完工を含めて「核燃料サイクル政策を推進する」と述べた。

9　日本原燃：高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）貯蔵管理センターで送排風機が停止した問題で、作業内容や注意事項を示した指示書の記載が不適切だったことや、送排風機が止まる仕組みに気付きにくいような手順書となっていたと公表。再発防止策として、運転手順書の見直しや設備の改造を検討する。

10　原子力規制庁：MOX燃料加工工場のパブリックコメントに約560件の応募があったことを公表。

11　原子力規制委員会：むつ市のリサイクル燃料貯蔵（RFS）が運営する使用済燃料中間貯蔵施設の安全対策が、新規制基準に適合すると認める「審査書」を決定した。稼働を前提とする安全審査に正式に合格。

11　日本原燃：MOX燃料加工工場の地下3階に設置した鉄筋が腐食していたことが、面談録で判明。鉄筋約3100本について腐食部分を取り換える計画。

11　六ヶ所村：再処理工場の完工時期を1年延長したことに関連し、日本原燃に対し、地域経済活性化や、村内の交通環境の改善などを要望した。

14　2020年反核燃秋の共同行動実行委員会：むつ市で集会を開催。浅石代表が講演した。

15　原告団：新訴訟提起に向けて、説明会を開催（青森市）。

15　2020年反核燃秋の共同行動実行委員会：青森市のねぶたの家ワ・ラッセで集会を開催。浅石代表が前日同様「核燃サイクルの終焉にむけて！」と題して講演をした。

26　原告団：核燃研を開催。

28　原告団：事務局会議を開催。

12　9　原子力規制委員会：日本原燃のMOX燃料加工工場の安全対策が新規制基準を満たすと認める「審査書」を決定した。安全審査に正式に合格。

10　電気事業連合会：使用済み核燃料を一時保管するリサイクル燃料貯蔵（RFS）の中間貯蔵施設（青森県むつ市）について、原発を持つ各社による共同利用を検討していることが判明。

12　電気事業連合会：「プルサーマル」の導入原発を「2030年度までに少なくとも12基」とする新たな計画を検討。原発の再稼働が進まず、これまで目標としてきた「16～18基」を見直す。

13　原告団：東京で「六ヶ所再処理工場新行政訴訟の原告募集」の集会を開催。

14　原告団：　MOX燃料加工工場の事業変更許可の撤回を求める文書を原子力規制委員会に提出。

16　日本原燃：MOX燃料加工工場の完工目標を2022年度上期から「24年度上期」に2年延期を正式決定。

19　原告団：核燃研を開催。

20　原告団：事務局会議を開催。

26　原告団：核燃研を開催。

2021年

1　4　宮下宗一郎むつ市長：電気事業連合会による青森県むつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設共同利用案を巡り、「一事業者（関西電力）の再稼働の話と、私たちの中間貯蔵が関連するような論調があり、非常に困惑している。本来は全く関係がない」と述べた。

15　原告団：事務局会議を開催。

22　原告団：再処理工場の安全審査合格を受け、新訴訟を提起した（原告106名）。

22　原告団：核燃裁判。3つの準備書面を提出。

26　原子力規制委員会：　MOX燃料加工工場の事業許可に対し原告団が2010年7月に提出していた異議申し立てに対し「棄却」を決定した（提出から10年以上経過している）。

2　6　原告団：事務局会議を開催。

9　日本原燃：MOX燃料加工工場の鉄筋腐食問題で、これまで腐食判明に加え、他の2本にも腐食が見つかった。2本とも規格値を満たしていなかった。

16　原告団：高レベル一時貯蔵施設の安全審査合格を受け、新訴訟を提起した（原告12名）。

22　日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。玄海原発から1720本。

お　知　ら　せ

★核 燃 裁 判　　日時：2021年3月19日（金）14:00～　場所：青森地方裁判所

★2021年さようなら原発・核燃「3.11」青森集会Web開催
日　時：2021年3月7日（日）12:00～14:00

★2021年「４・９反核燃の日」全国市民集会
日　時：2021年4月10日（土）11:00～13:20
会　場：青森市民ホール　１階会議室

★第36回４‣９反核燃の日全国集会
日　時：2021年4月10日（土）14:00～
会　場：青森駅前公園

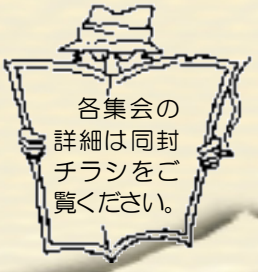

カンパを戴いた方々です（敬称略）。ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

編集後記

森喜朗元総理がJOC臨時評議員会の挨拶で「女性が沢山いる理事会の会議は時間がかかる」「（組織委の女性理事は）みんなわきまえておられて」などと発言。

2月18日に放映された、NHKのドキュメンタリー番組「夫婦別姓‘結婚できないふたりの取材日記」の選択夫婦別姓の実現を願う夫婦のインタビューに応じた亀井静香元金融相が「国家の恩恵を受けたいなら、ルールに妥協しないと」

「夫婦が『姓が一緒だ、別だと』いうこともない。みんな天皇の子だから一緒」などと発言。

森喜朗氏も「日本の国、まさに天皇を中心としている神の国であるぞ」という発言で総理大臣を退いたのだったが。

日本のジェンダーギャップ指数の順位が下げ続けているのも当然かな。

ここ数日、3･8国際女性デー「時代を生きてきた女たち…そして、明日の女たちへ」と題して（3月6日十和田市のトワーレ）開催するパネル展に、ほんの少しだけど『六ヶ所の女たち、開発・核燃に反対したカッチャたち』を写真等で紹介しようと思って、これまでの写真、パンフ、書籍を引っ張り出し、悪戦苦闘している。ここでも見えてくるのは、家長制度等の中でつらい思いをしたり、諦めたりした人たちがいること。

「わきまえない女」が社会を変える力になって行くだろうと思う今日この頃です。　（伊藤和子）

冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。よろしくお願いします。

会員・サポーター募集中！！
核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166　青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内
TEL/FAX 0178-47-2321
郵便振替:02300-9-37486
『核燃阻止原告団』
会　　員　/年間6000円（購読料共）
サポーター　/年間3000円（購読料共）
eメール　1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp
ホームページ　http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/